

生駒市条例第 3 1 号

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例

篤志寄附基金条例（昭和 5 1 年 4 月生駒市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表教育環境整備基金の項中

「	生駒北中学校の教育環境の整備資金(施設及び設備の整備に係るものを除く。)に充てるため	10,000,000	南貞男氏	令和3年	を に改め、同	」
	生駒市立小学校及び中学校の教育環境の整備資金(施設及び設備の整備に係るものを除く。)に充てるため	90,000,000	市内在住であった方（故人）	令和7年		

表に次のように加える。

庁舎窓口環境整備基金	庁舎の窓口環境の整備資金に充てるため	40,000,000	市内在住であった方（故人）	令和7年
------------	--------------------	------------	---------------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。